

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第11条に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費並びに法第30条の2に規定する施設等利用費（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化並びに特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保を図るため、法第14条第1項、第30条の3、第38条第1項、第50条第1項及び第58の8第1項の規定に基づき、市が行う質問、立ち入り及び検査等（以下これらを「指導等」という。）並びに監査の実施について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱による指導等及び監査の対象は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下これらを「特定教育・保育施設等」という。）とする。

(指導等の方針)

第3条 指導等は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条、第45条及び第58条の3に規定する特定教育・保育施設等の設置者若しくは事業者又は提供者（以下「設置者等」という。）の責務、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項に準ずる内容を周知徹底させるとともに、法令等に基づく適正な事業実施を確保し、過誤及び不正の防止を図るために実施されなければならない。

(体制)

第4条 指導等の実施に当たっては、2人以上の職員をもって指導等班を編成するものとする。

(指導等実施計画表の作成)

第5条 指導等を計画的に実施するため、指導等実施計画表を作成するものとする。

(指導等の種類)

第6条 指導等の種類、対象、実施時期及び実施方法等は、別表のとおりとする。

(監査への変更)

第7条 指導等班は、実地指導において、次のいずれかに該当する場合を確認したときは、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 法第39条第1項各号、第51条第1項各号又は第58条の9第1項各号に掲げる場合に該当するおそれがあると認められた場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当のおそれがあると認められた場合

(監査の方針)

第8条 監査は、特定教育・保育施設等に対し、前条各号に掲げる場合に該当する疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施されなければならない。

(監査対象の選定)

第9条 第7条の規定によるほか、市は、原則として、特定教育・保育施設等に関する次の

各号のいずれかに該当する情報を得た場合で、特に必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設等を対象として監査を実施するものとする。

(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある情報に限る。）及び施設型給付費等の請求データ等の分析から、特異傾向を示す設置者等に係る情報

(2) 死亡事故等の重大事故の発生又は利用園児の生命若しくは心身に重大な被害が生じるおそれに関する情報

(監査の実施)

第10条 市は、監査の実施を決定したときは、監査の目的、根拠規定、日時、場所、監査を行う職員、準備すべき書類等を文書により、監査対象設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等これにより難しい場合は、この限りでない。

2 監査は、監査対象特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、関係者の出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等の運営に係りのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法により実施する。

3 監査の結果、第7条各号に該当することが判明した場合は、後日文書により指摘事項について通知するものとする。この場合において、改善が必要な事項については、期限を定めて設置者等から文書による改善報告を求めるものとする。

4 監査を行った場合は、必要に応じて都道府県知事に情報提供を行うものとする。

(講評)

第11条 指導等又は監査を行う職員は、指導等又は監査終了後、設置者等に対して、講評及び必要な助言を行うものとする。

(報告書)

第12条 指導等及び監査を行う職員は、指導等又は監査結果について、速やかに報告書を作成しなければならない。

(公表)

第13条 法第39条第1項、第51条第1項又は第58条の9第1項の規定により勧告を受けた設置者等が期限内に改善の措置を採らなかった場合における法第39条第3項、第51条第2項又は第58条の9第4項の規定による公表は、市ホームページに掲載する方法により行う。

(聴聞等)

第14条 市は、法第39条第4項、第51条第3項若しくは第58条の9第5項の規定により設置者等に対して命令し、又は法第40条第1項、第52条第1項若しくは第58条の10第1項の規定により特定教育・保育施設等に係る確認を取り消す処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、取消処分等の対象となる設置者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点)

第15条 市は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策に対する当該特定教育・保育施設等の対応状況等を確認するものとする。

2 市は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場

合における検証の結果は、その後の指導等に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

別表（第6条関係）

指導等の種類	対象	実施時期	実施方法等
集団指導	全ての特定教育・保育施設等	あらかじめ作成した指導計画表に基づき、新規施設にあつては新たに特定教育・保育施設等として確認を受けた後1年以内に、既存施設にあつては制度の改正等により市が必要と認めるときに実施する。	<p>(1) 集団指導対象特定教育・保育施設等の決定後、日時、場所、指導内容等を文書により設置者等に通知する。</p> <p>(2) 集団指導は、対象の設置者等に対して、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容、過去の指導事例等について、講義形式により説明等する方法により実施する。ただし、集団で行うことが困難な場合は、設置者等と個別に面談する方法により実施することができる。</p>
実地指導		あらかじめ作成した指導計画表に基づき、原則として、3年に1回実施する。ただし、実施した結果、指摘事項の改善が見られない場合その他特に実地指導の実施が必要と認められる場合は、この限りでない。	<p>(1) 実地指導対象特定教育・保育施設等の決定後、実地指導の目的、根拠規定、日時、場所、指導等担当班の職員、準備すべき関係書類等を文書により設置者等に通知する。</p> <p>(2) 実地指導は、指導等班の担当者が対象特定教育・保育施設等を訪問し、設置者等から関係書類等を基に説明を求め、個別に面談する方法により実施する。</p> <p>(3) 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書により指導内容を通知し、改善を求めるとともに、期日を定めて改善内容を報告させる。</p>